

昭和三十九年改正法附則第十四条第二項	その当時	六十五歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	同日	六十五歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和六十年改正法附則第十五条第二項	その当時	六十六歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	その当時	六十六歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	同日	六十六歳に達する日	年金機能強化法施行日から起算して一年を経過した
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	六十七歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	六十七歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	六十八歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	六十八歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	六十九歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	六十九歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	七十歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	七十歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	七十一歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	七十一歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	七十二歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	七十二歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	七十三歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	七十三歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	七十四歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	七十四歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	七十五歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	七十五歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	七十六歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	七十六歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	七十七歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	七十七歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	七十八歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	七十八歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	七十九歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	七十九歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	八十歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	八十歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	八十一歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	八十一歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	八十二歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	八十二歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	八十三歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	八十三歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	八十四歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	八十四歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	八十五歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	八十五歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	八十六歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	八十六歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	八十七歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	八十七歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	八十八歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	八十八歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	八十九歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	八十九歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	九十歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	九十歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	九十一歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	九十一歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	九十二歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	九十二歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	九十三歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	九十三歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	九十四歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	九十四歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	九十五歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	九十五歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	九十六歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	九十六歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	九十七歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	九十七歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	九十八歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	九十八歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第二項	七十歳に達した日	九十九歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	九十九歳に達した日	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十五条第一項	七十歳に達した日	百歳に達したとき	年金機能強化法施行日
昭和三十九年改正法附則第十四条第一項	七十歳に達した日	百歳に達した日	年金機能強化法施行日

(老齢基礎年金等の裁定の請求に関する経過措置)

第四条 年金機能強化法附則第十四条の規定により年金機能強化法の施行の日(以下「施行日」という。)において同条に規定する老齢基礎年金等の支給要件に該当するに至つたものとみなされるべき者は、施行日前においても、施行日において当該支給要件に該当することを条件として、当該老齢基礎年金等について国民年金法第十六条の規定による裁定の請求の手続をとることができる。  
 (年金機能強化法附則第二十一条の政令で定める老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付又は年金たる保険給付)

第五条 年金機能強化法附則第二十一条の政令で定める老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付又は年金たる保険給付は、次のとおりとする。  
 一 国民年金法による老齢基礎年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに旧国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金

二 厚生年金保険法による特例老齢年金並びに旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金  
 三 第一条第三号から第七号までに掲げる年金たる保険給付  
 (年金機能強化法附則第二十一条の政令で定める規定)  
 第六条 年金機能強化法附則第二十一条の政令で定める規定は、次のとおりとする。  
 一 厚生年金保険法附則第八条  
 二 昭和六十年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十六条の三  
 三 昭和六十年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十九条ノ二  
 (老齢厚生年金等の裁定の請求に関する経過措置)

第七条 年金機能強化法附則第二十一条の規定により施行日において同条に規定する老齢厚生年金等の支給要件に該当するに至つたものとみなされるべき者は、施行日前においても、施行日において当該支給要件に該当することを条件として、当該支給要件に該当することを条件として、当該老齢厚生年金等について厚生年金保険法第三十三条の規定による裁定の請求の手続をとることができる。  
 (退職共済年金の職域加算額の決定の請求に関する経過措置)

第八条 年金機能強化法附則第三十五条の規定により施行日において同条に規定する改正前支給要件規定による同条に規定する退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するに至つたものとみなされるべき者は、施行日前においても、施行日において当該支給要件に該当することを条件として、当該退職共済年金の職域加算額について平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第四十一条第一項の規定による決定の請求の手続をとることができる。

第九条 年金機能強化法附則第四十条の規定により施行日において同条に規定する改正前支給要件規定による同条に規定する退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するに至つたものとみなされるべき者は、施行日前においても、施行日において当該支給要件に該当することを条件として、当該退職共済年金の職域加算額について平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第四十三条第一項の規定による決定の請求の手続をとることができる。

附則  
 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、第四条及び第七条から第九条までの規定は、同年三月一日から施行する。

省令

○経済産業省令第九号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律  
 (平成二年法律第三十号) 第四条第一項及び第八  
 条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するた  
 め、工業所有権に関する手続等の特例に関する法  
 律施行規則の一部を改正する省令を次のように定  
 める。  
 平成二十九年二月二十四日  
 経済産業大臣 世耕 弘成  
 工業所有権に関する手続等の特例に関する  
 法律施行規則の一部を改正する省令  
 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律  
 施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)の  
 一部を次のように改正する。

- 総務大臣 山本 早苗
- 財務大臣 麻生 太郎
- 厚生労働大臣 塩崎 恭久
- 内閣総理大臣 安倍 晋三